

新1年生～中学生までの子ども医療費助成について  
 令和3年9月保険診療分より、窓口での支払いを無料化します（現物給付）

与那原町では、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減と子どもの保健の向上を図り、安心して子育てができる環境の充実を目的として、令和3年9月保険診療分より「子ども医療費の現物給付」を開始します。

今回、新たに対象となるお子さま（新1年生～中学生）には、8月末頃までに新しい受給者証（ピンク色）を郵送します。

9月1日以降は、新しい受給者証と加入している健康保険者証を医療機関に提示することにより、窓口で自己負担額（3割）を支払うことなく、医療を受けることができます。

子ども医療費の助成内容

	対象児童		助成方法	一部自己負担
通院	小学校入学前まで (未就学児)		現物給付 (窓口支払いなし)	なし
	新1年生～ 中学生まで	これまで	自動または窓口償還 (窓口で一旦支払い)	1 医療機関 月 1,000 円
		9月受診以降	<b>現物給付</b> <b>(窓口支払いなし)</b>	<b>なし</b>
入院	小学校入学前まで (未就学児)		現物給付 (窓口支払いなし)	なし
	新1年生～ 中学生まで	これまで	自動または窓口償還 (窓口で一旦支払い)	なし
		9月受診以降	<b>現物給付</b> <b>(窓口支払いなし)</b>	なし
	中学卒業～ 18歳到達後の3月末まで		自動または窓口償還 (窓口で一旦支払い)	なし

●留意事項

・現物給付に対応していない医療機関で受診した場合は、これまでどおりの方法（自動償還・窓口償還）により、助成を受けることになります。

・これまでは医療機関ごとに月 1,000 円の自己負担がありましたが、9 月診療分より 1,000 円の自己負担もなくなります。

・入院で子ども医療費受給者証を使用する場合、限度額適用認定証が必要です。限度額適用認定証の申請方法等については、加入している健康保険者にお問い合わせください。

・保険適用外のものなど、医療費助成対象外の費用についてはこれまでどおり、窓口負担があります。

子ども医療費の助成方法

